

公私連携幼保連携型認定こども園 げんきこども園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容等は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 千早赤阪福祉会
所 在 地	大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 59
電 話 番 号	0721-72-7868
代 表 者 氏 名	理事長 向井 秋久
設 立 年 月 日	昭和 56 年 2 月 19 日
運 営 施 設	げんきこども園
	石川こども園
	上本町げんき学園
	あべのげんき学園
	げんき桜こども園
	認定こども園 げんき桜桃保育園
	すみよしげんき学園

2 利用施設

施 設 の 種 類	公私連携幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	げんきこども園
施 設 の 所 在 地	大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 59
連 絡 先	T E L 0 7 2 1 - 7 2 - 7 8 6 8 F A X 0 7 2 1 - 7 2 - 1 3 4 3
事 業 所 番 号	2710051005363
施 設 長	向井 悠馬
確 認 年 月 日	令和 2 年 4 月 1 日

3 施設の目的及び運営方針等

目 的	認定こども園として、全てのこどもに、認定こども園法に基づいた乳児及び幼児の教育・保育事業を行い、また保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。
運 営 方 針	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満 3 歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう適正な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

4 提供する保育内容並びに運営事業等

保 育 内 容	明るく、げんきに、たくましくの保育理念のもと、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号、以下「認定こども園法」という)、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号、以下「支援法」という。)、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領(平成 20 年告示)、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成 26 年告示)、保育所保育指針(平成 20 年告示)に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。
連 携 体 制	地域における中核的な施設としての機能を果たしながら、市町村と適切に連携を図り、地域の実情に則した子育て支援等を行う。そして家庭や地域社会、先述の市区町村等関係機関と諸問題に対して連携して取り組む。
運 営 事 業	・特別支援保育事業 ・延長保育事業 ・乳児等通園支援事業 ・子育て支援事業

5 開園日・休園日

開 園 日	区分	開園曜日
	1 号認定	月曜日～金曜日
	2・3 号認定	月曜日～土曜日
休 園 日	全園児	日曜日、祝日、お盆休暇、年末年始、次年度準備日
	1 号認定	土曜日、夏季休業日、冬季休業日、春季休業日※1
	2・3 号認定	なし

※1 1 号認定の休園日は教育時間設定除外日とする

6 開園時間・保育時間

開 園 時 間	区分	月曜日～金曜日	土曜日
	開園時間	午前 7 時～午後 6 時半	午前 7 時半～午後 5 時
	保育時間	午前 7 時～午後 6 時半	午前 7 時半～午後 5 時
	教育時間	午前 9 時～午後 3 時	なし

7 利用定員

利 用 定 員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
2 ・ 3 号	6 人	12 人	12 人	15 人	15 人	15 人
1 号			15 人			

8 学級数

0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
1 学級	1 学級	1 学級	1 学級	1 学級	1 学級

9 施設設備等の概要

敷 地		2768.24 m ²
園 庭		574.50 m ²
園 舎	構 造	木造 1 階、鉄筋コンクリート造 地上地下 1 階 (地上 1 階、地下 1 階)
	延べ面積	1256.36 m ²
0 歳保育室	もも組	45.60 m ²
1 歳保育室	うめ組	41.47 m ²
2 歳保育室	さくら組	60.24 m ²
3 歳保育室	ふじ組	50.93 m ²
4 歳保育室	ゆり組	50.93 m ²
5 歳保育室	きく組	49.45 m ²
遊戯室		94.37 m ²
保健室		18.61 m ²
調理室		31.59 m ²

10 職員の職種、員数等

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤
園長	教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。	1	1	
副園長	園長を補佐し、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むと共に、一体的な管理運営を行い、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。	1	1	
主幹保育教諭	園長、副園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。	2	2	
副主幹保育教諭	園長、副園長、主幹保育教諭を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。	1	1	
保育教諭	保育教諭は、教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。	18	10	8
栄養士	献立作成や給食全般の管理、調理及び食育に関する活動を行う。	1		1
調理員	献立に基づく調理及び食育に関する活動等を行う。	4	2	2
看護師	園児の健康観察及び保健衛生指導を行う。	2	2	

園医	園児の健康診断及び職員への指導助言を行う。	2		2
園薬剤師	水質検査及び職員への指導助言を行う。	1		1

※保育教諭の配置人数は、認定こども園等の配置基準に準じた人数を配置する

※職員数に関しては、各年度の状況により、配置基準の範囲内で増減する

11 職員の労働時間及び経験年数等

職員	勤務時間	経験年数(概ね)
園長・副園長等	7時～18時半	15年以上
保育教諭(主幹含む)	7時～18時半※	10年以上
調理員	8時～16時半	5年以上

※各職員の勤務体系及び労働時間は、開園時間内でシフトのローテーションにより決まる

12 過去3年間の退職職員数

年度	退職者数	退職事由
前々前年度	2名	
前々年度	2名	結婚に伴う転勤
前年度	1名	

※出産・結婚等の事由による退職者を含む

13 食事(給食)等に係る事項

提 供 方 法	園の設備による自園調理
提 供 日	保育を提供する全ての日※
提 供 内 容	9時のおやつ、給食、3時のおやつ、5時半のおやつ
栄 養 士 の 配 置 状 況	配置有り※
ア レ ル ギ ー の 対 応	栄養士による、除去食並びに代替食に対応

※運動会、行事等の保育を行わない日は除く

※複数施設において兼務

14 利用料金

幼児教育・保育の無償化並びに千早赤阪村の0歳～2歳児の保育料無償化により、該当される家庭に関しては負担がありません。

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市区町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

15 利用の開始に関する事項

千早赤阪村の利用調整に基づき、当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が、重要事項説明等に同意された後に保育の提供を開始します。

16 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

17 入園選考方法及び選考基準

1 号子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。但し、定員を割っている場合はこの限りではない。

- (1) 当法人への入園意欲や保育方針等の理解度がより高い者。
- (2) 兄弟が園に在園している、または卒園児の場合、前号の次に優先して入園させる。
- (3) その他の者は先着順により入園させる。

18 緊急時の対応

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、園又は保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡し、必要な措置を講じます。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付
保険金額	300 円(年額)

※保険に関する補償内容に関しては別紙参照

20 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

21 要望・苦情等に関する相談窓口

相談窓口	げんきこども園	
苦情解決担当者	主幹保育教諭 中道ひとみ	
苦情解決責任者	園長 向井 悠馬	
第三者委員	前田 剛史	電話番号 072-365-8808
		社会福祉法人金剛朋友会 ルンビニ保育園 理事長

22 秘密保持のための措置

当園は、在園児の個人情報について「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」に基づき、適切な取扱いに努めるものとします。規定は別紙参照。

23 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	無し	
自己評価の実施状況	有り	別紙の通り

24 子ども・子育て支援法第39条第3項・第5項、第51条第2項・第4項、第57条第2項、第4項の規定により公表・公示された旨

なし(有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載)

25 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

26 当園におけるその他の留意事項

当園の敷地内はすべて禁煙です。利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。また、各種行事でのビデオ撮影は、園及び職員の指示に必ず従ってください。